

令和8年度公益信託森安広島育英基金奨学生募集要項

1. 趣旨

この制度は、公益信託森安広島育英基金（以下「森安育英基金」という。）の基金運用の果実で、広島市に在住する養護施設出身者、その他経済的理由で大学進学が困難な者に対して奨学金を給付し、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

2. 出願資格

（養護施設）

広島市に在住する養護施設入所者（現在入所の者、又は過去において入所していた者）で、高等学校の最終学年又は高等専門学校に在学し、大学に進学しようとする者。

（一般）

- （1）広島市に在住するもの。
- （2）現在、高等学校の最終学年に在学し令和8年3月卒業見込みの者で、引き続き令和8年4月に大学（短大は除く）に進学しようとする者。

※ 公私の団体、または個人から大学に関わる奨学金の給付の予約を受けている者及び予定のある者は、除く。（貸与の場合は差し支えない）

3. 採用予定人数および給付内容等

- （1）採用予定人数 若干名
- （2）給付内容（年額）

（円）

	養護施設の 出身者	その他の者	
		自宅通学者	自宅外通学者
合計（限度額）	500,000	300,000	330,000
内	受験料	21,000	
	入学金	150,000	
	入学準備金	10,000	
訳	授業料	252,000	252,000
	図書購入費	67,000	48,000

注)・給付金は返済を要しない。

・養護施設の出身者の図書購入費等は、第2学年以降は78,000円とする。

（3）給付の時期および期間

時期：受験料、入学金、入学準備金、授業料、図書購入費等は、当該年度の
確認資料等の書類が整い次第、本人へ交付する。

期間：令和8年4月から正規の最短就学年数とする。

留年等の場合は、以後原則として奨学金は打ち切りとする。

4. 採否の決定、通知等

- (1) 奨学生の決定は、森安広島育英基金運営委員会が審議、選考の上行う。
- (2) 採用の内定または不採用の決定については、令和8年3月下旬頃に在学する高等学校長を通じ本人へ通知する。
- (3) 最終決定は大学進学確定後、在学する高等学校長を通じて本人へ通知する。
- (4) 採用内定の効力は、次のいずれかに該当するときは、採用内定の効力を失う。
 - (ア) 大学へ進学しないとき。
 - (イ) 原則として願書に記載した志望校と異なる大学へ進学するとき。

5. 出願に必要な書類

- (1) 森安広島育英基金奨学生願書
- (2) 成績証明書（2学期末までのもの）
- (3) 作文（題：将来の希望、400字詰原稿用紙5枚）
- (4) 家族の所得証明書（前年度分）
給与所得の方：源泉徴収票または市県民税決定通知書
給与所得以外の方：確定申告書（写）
※同居する家族全員分の所得証明書（年金収入の方も含む）
- (5) 在学する高等学校長の推薦書
- (6) 施設長の推薦書（養護施設の出身者のみ）
- (7) 反社会的勢力でないことの表明・確約書（親権者にて記入のこと）

6. 出願期限

令和7年12月30日（火）必着

7. 出願書類の提出先（必ず在学する高等学校長を経由のこと）

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3 みずほ丸の内タワー
みずほ信託銀行株式会社 ウェルスマネジメント推進部
信託業務開発チーム 公益信託森安広島育英基金奨学生募集係

反社会的勢力でないことの表明・確約書(未成年受給申請者)

公益信託森安広島育英基金 受託者みずほ信託銀行株式会社 あて

- 私および私の子は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私および私の子は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の信用を毀損し、または信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私および私の子は、自らが暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、受託者からの通知によりこの公益信託からの交付が停止・廃止されても一切の異議を申し立てず、また、受託者からの求めに応じて、既にこの公益信託から受給した全額を直ちにこの公益信託に返還いたします。また、これにより費用または損害が生じた場合でも、私および私の子の責任として、賠償ないし補償を求めないものといたします。

西暦 年 月 日

【親権者】

おとこ 円 -

おなまえ

印

(生年月日 (西暦) 年 月 日)

【受給申請者 (子)】

おとこ 円 -

おなまえ

(生年月日 (西暦) 年 月 日)

お客さまの個人情報の取扱いに係る利用目的

- ・みずほ信託銀行株式会社(以下、「みずほ信託銀行」といいます)は、お客さまの個人情報を下記の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱はいたしません。

記

【個人情報に関する利用目的】

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行業務(預金業務、為替業務、融資業務)、両替業務、外国為替業務、投信販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、社債業務等、法令等により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○信託業務(金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託、団体信託、財形信託、公益信託、特定贈与信託、証券信託、従業員持株信託、金銭債権信託、不動産信託、動産信託等)、併營業務(信託契約代理業務、信託受益権売買等業務、証券代行業務、相続・遺言業務、会計の検査、財産の取得・処分または貸借の代理事務、公社債もしくは株式の元利金または配当金支払の取扱業務、債権取立の代理事務、債務の履行、不動産の仲介、分譲、鑑定、管理等)等、法令等により信託銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他、みずほ信託銀行が法令等により営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱が認められる業務を含みます)
利用目的	<p>みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ各社(注)、みずほ信託銀行の関連会社や提携会社の各種商品やサービス等に関し、下記利用目的で利用致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種金融商品の口座開設等、金融商品、信託商品やサービス等の申込の受付のため ○法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品、信託商品やサービス等をご利用いただく資格等の確認のため ○預金取引や融資取引、信託取引、有価証券・金融商品取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品、信託商品やサービス等の提供にかかる妥当性の判断のため ○与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○市場調査やデータ分析等による金融商品、信託商品やサービス等の研究や開発のため ○ダイレクトメールの発送等、金融商品、信託商品やサービス等に関する各種ご提案やご案内のため ○お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等を分析し、お客さまのニーズにあつた各種商品・サービスに関する広告を配信するため ○提携会社等の商品やサービス等の各種ご提案やご案内のため ○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ○各種リスクの把握および管理のため、その他お客さまのお取引・ご契約(信託契約、委託契約等を含む)を適切かつ円滑に履行するため <p>(注): 株式会社みずほフィナンシャルグループならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。具体的な会社の名称等の最新の状況につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループのホームページ(https://www.mizuho-fg.co.jp/)に掲示いたします。</p>

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下の通り、当該利用目的以外での取扱はいたしません。

- 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報は、以下の業務以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
- 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
- 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- 信託業務または併営業務に関する法定書類作成事務
- 証券代行業務に関する法定書類作成事務
- 株式等または信託受益権の譲渡の支払取引に関する法定書類作成事務
- 不動産業務に関する法定書類作成事務
- 年金給付・一時金給付に関する支払調書作成事務
- (投資法人から受任している)源泉徴収票作成事務
- 利子等に関する法定書類作成事務
- 特定障害者扶養信託に関する法定書類作成事務
- 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
- 結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
- 預貯金口座付番に関する事務
- 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

また、ダイレクトメールの発送等について中止を希望されるお客さまは、お取引のあるみずほ信託銀行本支店までお申し出ください。

以 上